

みやぎ鎮魂の日を定める条例

(趣旨)

第一条 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、及び東日本大震災からの復興を誓う日として、みやぎ鎮魂の日を設ける。

(みやぎ鎮魂の日)

第二条 みやぎ鎮魂の日は、三月十一日とする。

(県の取組)

第三条 県は、みやぎ鎮魂の日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村その他の団体が行うみやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組について、広く県民に周知を図るなど、必要な協力を行うものとする。

(県民の取組)

第四条 県民は、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。